

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都板橋区舟渡2丁目11-5

氏名 東洋興業株式会社

代表取締役 高野 正司

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

豊島区廃棄物の発生抑制、再利用による減量及び適正処理に関する条例第57条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和4年8月29日

豊島区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長 山崎 孝明



記

- 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ
- 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 運搬先 区長の指定する処理施設
- 作業場所 豊島区の区域内
- 許可期間 令和4年9月1日 から
令和6年8月31日 まで
- 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この決定について、不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、行政不服審査法の規定により豊島区長に審査請求をすることができます。

2 この決定についての取消しを求める訴えは、この決定があつたことを知った日(前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、行政事件訴訟法の規定により豊島区を被告として(豊島区長が被告の代表者になります。)提起することができます。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都板橋区舟渡2丁目11-5

氏名 東洋興業株式会社

代表取締役 高野 正司

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和4年8月29日

東京都板橋区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 山崎 孝明



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ、廃家電

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを含む。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所

4 作業場所 板橋区の区域内

5 許可期間 令和4年9月1日 から
令和6年8月31日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

保管・積替施設については、以下のとおりとする。

- ・設置場所は、東京都板橋区舟渡二丁目11番5号とする。
- ・保管する一般廃棄物の種類は、廃家電に限る。

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、板橋区長に対して審査請求をすることができます。2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、板橋区を被告として（訴訟において板橋区を代表する者は板橋区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都板橋区舟渡2丁目11-5

氏名 東洋興業株式会社

代表取締役 高野 正司

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第59条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和4年8月29日

東京都北区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 山崎 孝明



記

- 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ
- 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを除く。)
- 運搬先 区長の指定する処理施設
- 作業場所 北区の区域内
- 許可期間 令和4年9月1日 から
令和6年8月31日 まで
- 許可の条件

本許可証は、許可の更新によるものであり、
交付日から効力を有する。

1 この許可について、不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東京都北区長に審査請求をすることができます（なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この許可については、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東京都北区を被告として（訴訟において東京都北区を代表する者は東京都北区長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この許可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。